

第 76 回税理士試験 解答速報

消費税法 解答・解説〔答案用紙準拠版〕

ネットスクール株式会社

令和 8 年 8 月 4 日実施／本資料は試験終了後速やかに作成した速報版です。今後、検討により解答・解説を修正する場合があります。解答例は本試験の答案用紙の記入欄（第一問：各記述欄、第二問：Ⅰ～Ⅵの各欄）の構成に準拠して作成しています。

難易度表示 … ○ = 確実に正答したい △ = やや難 × = 難問

配点は本試験のとおり第一問 50 点・第二問 50 点。設問・項目別の配点は当社の予想配点です（試験実施団体からは公表されません）。

解答一覧（全解答まとめ）

第一問〔理論〕

設問	結論	解答の骨子	難易度	予想配点
問 1(1)イ	－	新設法人（資本金 1,000 万円以上・基準期間がない事業年度）／特定新規設立法人／外国法人は基準期間があっても基準期間がないものとみなして適用（令和 6 年度改正）	○	7 点
問 1(1)ロ	－	新設法人等が基準期間のない課税期間中に調整対象固定資産（税抜 150 万円 $\geq$ 100 万円）を取得し一般課税→仕入れ等の日の属する課税期間の初日から 3 年を経過する日の属する課税期間まで免除なし	△	5 点
問 1(1)ハ	－	高額特定資産（税抜 1,500 万円 $\geq$ 1,000 万円）→仕入れ等の課税期間の翌課税期間から初日以後 3 年を経過する日の属する課税期間まで免除なし	○	5 点
問 1(1)ニ	－	①相続年（10 条 1 項：相続日の翌日～12/31）②翌年・翌々年（10 条 2 項：合計 > 1,000 万円）③みなし登録期間（57 条の 3：死亡日の翌日～登録日前日又は 4 月経過日の早い日）	△	7 点
問 1(2)	－	課税資産の譲渡等＝事業者・譲渡等をした時／特定課税仕入れ＝事業者・仕入れをした時／外国貨物＝引き取る者（事業者に限らない）・引取りの時（特例申告貨物は提出時）	○	6 点
問 2(1)	誤り	適格返還請求書は相手方の求めの有無を問わず交付義務あり（税込 1 万円未満のみ免除。本件返品は税込 165,000 円）	○	5 点
問 2(2)	誤り	金地金等の課税期間中の仕入合計（税抜 210 万円） $\geq$ 200 万円→高額特定資産の仕入れとみなす（12 条の 4③・令和 6 年度改正）→R8.9 期まで免除なし。簡易課税により申告が必要	△	5 点
問 2(3)	誤り	プラットフォーム課税（15 条の 2・令和 7 年 4 月 1 日～）により特定プラットフォーム事業者が行ったものとみなされ、C 社に納税義務なし	△	5 点
問 2(4)	誤り	外国公館等免税（措法 86 条）は国税庁長官の指定を受けた免税指定店舗のみ可。D 社は指定を受けていない	×	5 点

第二問〔計算〕最終数値一覧

項目	問 1 甲（簡易課税）	問 2 乙（一般課税）
納税義務の判定	課税事業者（基準期間の課税売上高 49,600,478 円）	R8.10.1～12.31 につき納税義務あり（消法 10①）
課税標準額	57,001,000 円	21,961,000 円
課税標準額に対する消費税額	4,436,000 円	1,705,563 円
売上げに係る対価の返還等に係る消費税額	35,547 円	2,766 円
控除対象仕入税額	3,319,013 円	1,202,728 円
貸倒れに係る消費税額	10,920 円	0 円（該当なし）
差引税額（百円未満切捨て）	1,070,500 円	500,000 円
中間納付税額	504,100 円	0 円（中間申告なし）
納付税額	566,400 円	500,000 円

※ 控除対象仕入税額は、甲：簡易課税（原則計算による みなし仕入率）、乙：課税売上割合 95%以上・課税売上高 5 億円以下のため全額控除、によります。

第二問 予想配点（各 25 点・計 50 点）

問 1 甲	配点	問 2 乙	配点
I 納税義務の判定・簡易課税の適用判定	5 点	I 納税義務の判定（相続特例・免税期間の除外・一般課税）	5 点
II 課税標準額・課税標準額に対する消費税額	3 点	II 課税標準額・課税標準額に対する消費税額	3 点
III 売上対価の返還等／事業区分別税額（各 1 点）／みなし仕入率／控除対象仕入税額／貸倒れ	13 点	III 課税売上割合・全額控除の判定／課税仕入れ等の区分集計（経過措置 50%・古物商特例・棚卸資産の調整を含む）／仕入・売上対価の返還等	14 点
IV～VI 差引税額・中間納付税額・納付税額	4 点	IV～VI 差引税額・中間納付税額・納付税額	3 点
計	25 点	計	25 点

総評

第一問は、インボイス制度（適格返還請求書・みなし登録期間）、金地金等に係るみなし高額特定資産（令和 6 年度改正）、プラットフォーム課税（令和 7 年 4 月開始）、外国公館等免税と、近年の改正・実務論点を強く意識した出題でした。問 2 は 4 問すべて「誤り」という思い切った構成で、結論よりも理由付けの精度で差がつかます。

第二問は、個人事業者の死亡（相続）を軸に、被相続人・甲は簡易課税（基準期間の課税売上高 49,600,478

円≦5,000 万円がポイント）、相続人・乙は消法 10 条 1 項により 10 月 1 日から課税事業者となる一般課税、という対照的な 2 本立てです。乙側では①免税期間（1～9 月）の取引の除外、②棚卸資産に係る調整（乙自身の分のみ）、③令和 8 年 10 月 1 日以後の 80%→50%経過措置の切替え、④古物商特例、と近年の学習論点が凝縮されています。時間配分上、甲の事業区分と乙の区分集計を手際よく処理できたかが重要です。

第一問〔理論〕答案例（答案用紙準拠）

問 1(1) 納税義務が免除されないこととなる場合（9 条 1 項以外）

〔イ〕 法人の新設・外国法人の国内事業開始 難易度：○／予想配点：7 点

① 新設法人の特例（消法 12 条の 2①）

その事業年度の基準期間がない法人のうち、その事業年度開始の日における資本金の額又は出資の金額が 1,000 万円以上である法人（新設法人）については、その基準期間がない事業年度に含まれる各課税期間中に国内において行った課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについて、納税義務は免除されない。

② 特定新規設立法人の特例（消法 12 条の 3①）

その事業年度の基準期間がない法人（新設法人に該当するものを除く）のうち、その基準期間がない事業年度開始の日において特定要件（他の者により発行済株式等の 50%超を直接又は間接に保有される場合等）に該当し、かつ、その他の者等の基準期間相当期間における課税売上高が 5 億円を超えること等の要件を満たすもの（特定新規設立法人）についても、その基準期間がない事業年度に含まれる各課税期間について、納税義務は免除されない。

③ 外国法人の特例（令和 6 年度改正）

その事業年度の基準期間がある外国法人が、国内において課税資産の譲渡等に係る事業を開始した場合には、その事業年度については基準期間がないものとみなして、①②の規定が適用される。したがって外国法人は、国内事業開始時に基準期間があっても、資本金 1,000 万円以上であること等により納税義務が免除されないこととなる。

〔ロ〕 設立 2 期目の設備投資（税抜 150 万円の機械装置） 難易度：△／予想配点：5 点

調整対象固定資産を取得した新設法人等の特例（消法 12 条の 2②、12 条の 3③）

新設法人又は特定新規設立法人が、その基準期間がない事業年度に含まれる各課税期間中に調整対象固定資産（一の取引の単位につき税抜対価が 100 万円以上の機械及び装置等）の課税仕入れ等を行い、かつ、その課税期間につき一般課税により申告する場合には、その調整対象固定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の初日から 3 年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間について、納税義務は免除されない。

本問の機械装置は税抜 150 万円 $\geq$ 100 万円であるため調整対象固定資産に該当し、設立 2 期目は基準期間がない事業年度であることから、本特例により納税義務が免除されないこととなる期間が生じる。

〔ハ〕 設立 10 期目の設備投資（税抜 1,500 万円の機械装置） 難易度：○／予想配点：5 点

高額特定資産を取得した場合の特例（消法 12 条の 4①）

課税事業者が、簡易課税制度の適用を受けない課税期間中に高額特定資産（一の取引の単位につき税抜対価が 1,000 万円以上の棚卸資産又は調整対象固定資産）の課税仕入れ等を行った場合には、その仕入れ等の日の属する課税期間の翌課税期間から、その仕入れ等の日の属する課税期間の初日以後 3 年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間について、納税義務は免除されない。

本問の機械装置は税抜 1,500 万円 $\geq$ 1,000 万円であるため高額特定資産に該当する（設立 10 期目は基準期間があるため、新設法人等の特例の適用はない）。

〔二〕適格請求書発行事業者である親の死亡・子の事業承継 難易度：△／予想配点：7 点

① 相続があった年（消法 10①）

その年の基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下である相続人（給与所得者であった子）が、その年の基準期間における課税売上高が 1,000 万円を超える被相続人の事業を承継した場合には、相続のあった日の翌日からその年 12 月 31 日までの間における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについて、納税義務は免除されない。

② 相続があった年の翌年・翌々年（消法 10②）

相続人のその年の基準期間における課税売上高と被相続人のその基準期間における課税売上高との合計額が 1,000 万円を超える場合には、その年における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについて、納税義務は免除されない。

③ みなし登録期間（消法 57 条の 3③）

適格請求書発行事業者である被相続人の事業を相続により承継した相続人は、相続のあった日の翌日から、その相続人が適格請求書発行事業者の登録を受けた日の前日又は被相続人の死亡日の翌日から 4 月を経過する日のいずれか早い日までの期間（みなし登録期間）について、適格請求書発行事業者とみなされる。この期間中は消法 9 条 1 項の適用がなく、課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについて納税義務は免除されない。

※ ③のみなし登録期間まで指摘できるかどうかで差がつく設問です。被相続人が「適格請求書発行事業者」と明示されている点がヒントです。

問 1(2) 納税義務者と納税義務の成立時期

〔解答欄〕 難易度：○／予想配点：6 点（各 2 点）

① 課税資産の譲渡等（特定資産の譲渡等を除く）

納税義務者は、国内において課税資産の譲渡等を行った事業者であり、納税義務は課税資産の譲渡等をした時に成立する。

② 特定課税仕入れ

納税義務者は、国内において特定課税仕入れを行った事業者であり、納税義務は特定課税仕入れをした時に成立する。

③ 外国貨物の保税地域からの引取り

納税義務者は、課税貨物を保税地域から引き取る者（事業者に限らず、消費者たる個人も含む）であり、納税義務は保税地域からの引取りの時（特例申告貨物にあっては特例申告書を提出した時）に成立する。

問 2 正誤判定

設問(1)	正誤：誤り 難易度：○／予想配点：5 点（正誤 1 点・理由 4 点）
理 由	適格請求書発行事業者は、課税事業者に対して売上げに係る対価の返還等を行った場合、相手方の求めの有無にかかわらず適格返還請求書を交付する義務がある（消法 57 条の 4③）。税込 1 万円未満の返還等については交付義務が免除されるが、本件の返品は 10 個×15,000 円（税抜）＝150,000 円（税込 165,000 円）であり 1 万円以上であるため、免除の対象とならない。よって、甲社からの申出がなかったことを理由に適格返還請求書を交付しなかった A 社の対応は誤りである。

設問(2)	正誤：誤り 難易度：△／予想配点：5点（正誤1点・理由4点）
理 由	B社は、課税事業者として一般課税により申告した令和5年10月1日～令和6年9月30日課税期間中（令和6年8月・9月）に金地金合計231万円（税抜210万円）を購入している。その課税期間中の金地金等の課税仕入れ等の金額の合計額（税抜）が200万円以上となる場合には、高額特定資産の仕入れ等を行ったものとみなされる（消法12条の4③・令和6年度改正）。 したがって、その仕入れ等の日の属する課税期間の翌課税期間から、その初日以後3年を経過する日の属する課税期間（令和7年10月1日～令和8年9月30日課税期間）までの各課税期間については、基準期間における課税売上高が950万円≦1,000万円であっても納税義務は免除されない。当該課税期間を免税として申告を行わなかったことは誤りであり、簡易課税制度選択届出書は金地金の仕入れ前（令和6年7月31日）に提出され有効であるため、同課税期間は簡易課税により申告する必要がある。

設問(3)	正誤：誤り 難易度：△／予想配点：5点（正誤1点・理由4点）
理 由	令和7年4月1日以後、国外事業者が特定プラットフォーム事業者（国税庁長官の指定を受けたデジタルプラットフォームの提供者）を介して行う消費者向け電気通信利用役務の提供（事業者向け電気通信利用役務の提供以外のもの）で、その対価を特定プラットフォーム事業者を介して収受するものは、その特定プラットフォーム事業者が行ったものとみなされる（消法15条の2①）。 C社のゲームアプリの配信は、規約に同意すれば誰でも利用できるものであり消費者向け電気通信利用役務の提供に該当し、対価も特定プラットフォーム事業者を介して収受している。したがって当該役務提供はC社が行ったものとはみなされず、C社に納税義務はない。C社が自ら課税資産の譲渡等として確定申告を行ったことは誤りである。

設問(4)	正誤：誤り 難易度：×／予想配点：5点（正誤1点・理由4点）
理 由	外国の大使館等又は大使等に対する課税資産の譲渡等の免税（措法86条）の適用を受けて免税販売を行うことができるのは、国税庁長官の指定を受けた事業者（免税指定店舗）に限られる。D社は輸出品販売場の許可その他の許可・承認・指定を一切受けていないため、外交官等に対する証明書類の提示を受けても免税販売を行うことはできず、当該譲渡は課税される。相互主義（X国において日本の外交官等に制限なく免税が認められていること）の要件は満たしているが、店舗側の指定要件を欠くため誤りである。

第二問 問 1〔甲〕 答案例（答案用紙準拠・簡易課税）

I 納税義務の判定 難易度：△／予想配点：5 点

1. 基準期間（令和 6 年 1 月 1 日～令和 6 年 12 月 31 日）における課税売上高

(1) 課税売上高

① 10%適用分 $(54,944,632 \text{ 円} - 43,211 \text{ 円} - 726,253 \text{ 円}) \times 100/110 = 49,250,152 \text{ 円}$

② 軽減 8%適用分 $726,253 \text{ 円} \times 100/108 = 672,456 \text{ 円}$

(2) 売上げに係る対価の返還等の金額 $354,344 \text{ 円} \times 100/110 = 322,130 \text{ 円}$

(3) (1) - (2) = **49,600,478 円**

2. 判定 49,600,478 円 > 10,000,000 円 ∴ 納税義務は免除されない（課税事業者）

（なお、甲は適格請求書発行事業者（令和 5 年 10 月 1 日登録）であるため、この点からも消法 9 条 1 項の適用はない。）

3. 簡易課税制度の適用判定 49,600,478 円 ≤ 50,000,000 円 かつ 簡易課税制度選択届出書提出済み（平成 16 年 12 月 1 日）

∴ 簡易課税制度により計算する

4. 甲は令和 8 年 9 月 30 日に死亡しているため、その課税期間（令和 8 年 1 月 1 日～9 月 30 日の取引）に係る確定申告は、相続人乙がその義務を承継する（消法 45②）。

II 課税標準額及び課税標準額に対する消費税額の計算 難易度：○／予想配点：3 点

区 分	計 算 過 程	金 額
課税標準額	① 10%適用分 $61,990,963 \text{ 円} \times 100/110 = 56,355,420 \text{ 円}$ →（千円未満切捨て）56,355,000 円 ② 軽減 8%適用分 $697,680 \text{ 円} \times 100/108 = 646,000 \text{ 円}$ ③ ① + ② = 57,001,420 円 →（千円未満切捨て）	57,001,000 円
課税標準額に対する消費税額	① $56,355,000 \text{ 円} \times 7.8\% = 4,395,690 \text{ 円}$ ② $646,000 \text{ 円} \times 6.24\% = 40,310 \text{ 円}$ ③ ① + ② =	4,436,000 円

※ モーターショーのチケット売却額 165,000 円は物品切手等の譲渡として非課税（課税標準額に含めない）。

III 控除税額の計算 難易度：△／予想配点：13 点

区 分	計 算 過 程	金 額
売上げに係る対価の返還等に係る消費税額	① 第一種（中古車返品） $315,700 \text{ 円} \times 7.8/110 = 22,386 \text{ 円}$ ② 第二種（中古車返品） $143,500 \text{ 円} \times 7.8/110 = 10,175 \text{ 円}$ ③ 第五種（振込手数料相当額の値引・修理工賃） $42,115 \text{ 円} \times 7.8/110 = 2,986 \text{ 円}$ ④ ① + ② + ③ =	35,547 円
控除対象仕入税額	1. 事業区分別の課税売上げに係る消費税額（返還等控除後） 第一種 $9,111,984 \text{ 円} \times 7.8/110 + 75,600 \text{ 円} \times 6.24/108 -$	3,319,013 円

	22,386 円 = 628,104 円 第二種 27,732,958 円 $\times$ 7.8/110 + 622,080 円 $\times$ 6.24/108 - 10,175 円 = 1,992,285 円 第三種 18,782,520 円 $\times$ 7.8/110 = 1,331,851 円 第四種 564,720 円 $\times$ 7.8/110 = 40,043 円 第五種 5,727,349 円 $\times$ 7.8/110 - 2,986 円 = 403,135 円 第六種 71,432 円 $\times$ 7.8/110 = 5,065 円 合計 4,400,483 円 2. 仕入控除税額の計算の基礎となる消費税額 4,436,000 円 - 35,547 円 = 4,400,453 円 3. みなし仕入率 (1) 原則 (628,104 円 $\times$ 90% + 1,992,285 円 $\times$ 80% + 1,331,851 円 $\times$ 70% + 40,043 円 $\times$ 60% + 403,135 円 $\times$ 50% + 5,065 円 $\times$ 40%) $\div$ 4,400,483 円 = 3,319,036.6 円 $\div$ 4,400,483 円 (2) 特例 第二種 + 第三種の課税売上高が全体の約 75.5% $\geq$ 75% であるため、 (1,992,285 円 $\times$ 80% + (4,400,483 円 - 1,992,285 円) $\times$ 70%) $\div$ 4,400,483 円 = 3,279,566.6 円 $\div$ 4,400,483 円 (3) 判定 (1) > (2) $\therefore$ 原則による (納付税額が最も少なくなる) 4. 控除対象仕入税額 4,400,453 円 $\times$ 3,319,036.6 円 $\div$ 4,400,483 円 =	
貸倒れに係る消費税額	破産により回収不能となった中古車代金 132,000 円・タイヤ代 18,700 円・交換工賃 3,300 円 (いずれも課税事業者であった課税期間における課税売上げ) 154,000 円 $\times$ 7.8/110 =	10,920 円

IV～VI 差引税額・中間納付税額・納付税額の計算 難易度：○／予想配点：4 点

区 分	計 算 過 程	金 額
IV 差引税額	4,436,000 円 - 35,547 円 - 3,319,013 円 - 10,920 円 = 1,070,520 円 → (百円未満切捨て)	1,070,500 円
V 中間納付税額	① 判定 480,000 円 < 1,008,200 円 $\leq$ 4,000,000 円 $\therefore$ 六月 中間申告 (1 回) ② 1,008,200 円 $\times$ 6/12 = (中間申告対象期間 (1/1～6/30) の末日及び申告期限 (8/31) は甲の生存中に到来している。)	504,100 円
VI 納付税額	1,070,500 円 - 504,100 円 =	566,400 円

第二問 問2〔乙〕 答案例（答案用紙準拠・一般課税）

I 納税義務の判定 難易度：△／予想配点：5点

- 基準期間（令和6年）における課税売上高 事業未開始のため0円 ≤ 10,000,000円 → 原則として免除
- 特定期間（令和7年1月1日～6月30日）における課税売上高 事業開始（令和7年7月）前のため0円 → 免除は覆らない
- 相続があった場合の納税義務の免除の特例（消法10①）
被相続人甲の基準期間（令和6年）における課税売上高 49,600,478円 > 10,000,000円
∴ 相続のあった日の翌日（令和8年10月1日）から令和8年12月31日までの間における課税資産の譲渡等について納税義務は免除されない
- 令和8年1月1日～9月30日は免税事業者であるため、この期間の売上げ・仕入れ（課税売上高 28,391,541円を含む）は納付税額の計算に含めない。
- 甲の簡易課税制度選択届出書の効力は相続人に承継されないため、乙は届出書未提出であり一般課税により計算する。
- 乙は令和8年12月15日に適格請求書発行事業者の登録を受けている（登録日前日までは消法57条の3③のみなし登録期間として適格請求書発行事業者とみなされる）。

II 課税標準額及び課税標準額に対する消費税額の計算 難易度：○／予想配点：3点

区 分	計 算 過 程	金 額
課税標準額	（令和8年10月1日～12月31日の取引） ① 10%適用分 23,636,118円 × 100/110 = 21,487,380円 → 21,487,000円 ② 軽減8%適用分 512,280円 × 100/108 = 474,333円 → 474,000円 ③ ① + ② = （千円未満切捨て）	21,961,000円
課税標準額に対する消費税額	① 21,487,000円 × 7.8% = 1,675,986円 ② 474,000円 × 6.24% = 29,577円 ③ ① + ② =	1,705,563円

※ 家事消費等（キーホルダー5個）は、計上額 3,500円が仕入価額 3,000円以上かつ通常売価 5,000円 × 50% = 2,500円以上のため 3,500円のまま課税標準に算入（10%）。友人への低額販売（サイクルステーション 5,000円・飲食物品 500円）は、法人の役員に対する低額譲渡と異なり時価課税の規定がないため対価の額による。

III 控除税額の計算 難易度：△／予想配点：14点

区 分	計 算 過 程	金 額
控除対象仕入税額	1. 課税売上割合 非課税売上高が無いため 課税売上割合 100% 課税売上割合 95%以上 かつ 課税期間における課税売上高 5億円以下 ∴ 全額控除 2. 課税仕入れ等の税額	1,202,728円

	① 10%適用分（適格請求書・古物商特例分） 15,863,750 円 × 7.8/110 = 1,124,884 円 ② 軽減 8%適用分 244,032 円 × 6.24/108 = 14,099 円 ③ 10%・適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れ (187,000 円 + 50,000 円 + 50,000 円) × 7.8/110 × 50/100 = 10,175 円 ④ 軽減 8%・適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れ 120,000 円 × 6.24/108 × 50/100 = 3,466 円 ⑤ 棚卸資産に係る消費税額の調整（消法 36①・乙の事業に係るもの） 車両等 768,657 円 × 7.8/110 = 54,504 円 飲食料品 25,920 円 × 6.24/108 = 1,497 円 （計 56,001 円） （相続により引き継いだ甲店の棚卸資産 4,215,550 円は、被相続人甲が課税事業者であったため調整の対象とならない。） ⑥ ①～⑤合計 1,208,625 円 3. 仕入れに係る対価の返還等に係る消費税額 メーカーリベート 83,170 円 × 7.8/110 = 5,897 円 4. 控除対象仕入税額 1,208,625 円 - 5,897 円 =	
売上げに係る対価の返還等に係る消費税額	① 令和 8 年 9 月 30 日（免税事業者であった期間）に販売した車両の返品 75,000 円 → 免税期間の課税売上げに係るものであるため適用なし（消法 38） ② 振込手数料相当額の値引 39,010 円 × 7.8/110 =	2,766 円
貸倒れに係る消費税額	該当なし	0 円

※ 適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れに係る経過措置は、令和 8 年 9 月 30 日までは 80%、令和 8 年 10 月 1 日～令和 11 年 9 月 30 日は 50%です。乙の課税仕入れはすべて 10 月 1 日以後のため 50%で計算します。1 万円未満の少額特例（平 28 改正法附則 53 の 2）も令和 8 年 9 月 30 日で終了しているため適用できません。消費者からの中古車下取り 1,542,000 円は古物商特例（消令 49①一ハ）により帳簿の保存のみで全額控除できます。

IV～VI 差引税額・中間納付税額・納付税額の計算 難易度：○／予想配点：3 点

区 分	計 算 過 程	金 額
IV 差引税額	1,705,563 円 - 1,202,728 円 - 2,766 円 = 500,069 円 → （百円未満切捨て）	500,000 円
V 中間納付税額	乙には前課税期間の確定消費税額がないため、中間申告義務なし	0 円

VI 納付税額	500,000 円 - 0 円 =	500,000 円
---------	-------------------	-----------

補足解説

甲の課税売上げ 税率・事業区分一覧（税込） ※事業区分は各 1 点（予想）

項目	金額（円）	税率	事業区分	備考
新車売上（事業者 A）※保証料除く	2,123,500	10%	第一種	組立工賃は性状変更 に非該当
新車売上（消費者 B）※保証料除く	19,437,300	10%	第二種	
安心保証サービス料（A・B）	960,300	10%	第五種	役務の提供
カスタム新車（改造して販売）	8,075,000	10%	第三種	製造小売
中古車（A・点検清掃のみ）	942,500	10%	第一種	
中古車（B・点検清掃のみ）	2,468,000	10%	第二種	
中古車（B・塗装、部品取替え）	10,707,520	10%	第三種	性質・形状を変更
修理・部品等（A：a,b,d）	6,045,984	10%	第一種	部品代金を区分請求
修理・部品等（B：a,b,d,f）	5,827,658	10%	第二種	同上
修理工賃（A・B：c,e）	3,644,131	10%	第五種	サービス業
持込車両の改造工賃（g）	564,720	10%	第四種	加工賃を対価とする 役務
レンタル売上（補償料含む）	396,397	10%	第五種	補償料も賃貸の対価
飲食品売上（事業者 A）	75,600	8%	第一種	軽減税率
飲食品売上（消費者 B）	622,080	8%	第二種	軽減税率
保険代理店手数料	726,521	10%	第五種	金融業・保険業
自動販売機設置手数料	71,432	10%	第六種	不動産業
チケット売却額	165,000	非課税	—	物品切手等の譲渡

※ 修理売上のうち部品・消耗品等の代金（a・b・d・f）は工賃と区分して請求されているため第一種・第二種として取り扱いました（消基通 13-2-1～）。区分されていない場合には全体が役務提供（第五種等）となります。

乙の計算上の主な留意点

- ① 課税仕入れに該当しないもの：クレジットカード加盟店手数料 231,216 円（非課税）、軽油引取税 23,447 円（明確に区分）、慶弔金 20,000 円・同業者団体通常会費 30,000 円（不課税）、損害保険料・利子割引料（非課税）、給料賃金・減価償却費・租税公課（不課税）。
- ② 軽減税率の区分：日刊新聞の定期購読 14,100 円は 8%、月刊誌 4,950 円は 10%（週 2 回以上発行の新聞のみ軽減対象）。
- ③ 通勤手当：自転車通勤の従業員への通勤手当 15,000 円は、通勤に通常必要と認められる範囲として課税仕入れに含めました。
- ④ 課税売上割合：免税期間（1～9 月）の売上げを分母分子に含める考え方によっても、非課税売上高がな

いため課税売上割合は 100%・課税売上高 5 億円以下であり、全額控除の結論は変わりません。

本試験を踏まえた学習上のポイント

- ① **改正論点の重み**：外国法人の新設法人特例、金地金等のみなし高額特定資産（令和 6 年度改正）、プラットフォーム課税（令和 7 年 4 月）、80%→50%経過措置の切替え（令和 8 年 10 月）と、施行後間もない論点が理論・計算の双方で問われました。改正の「適用開始時期」まで正確に押さえる学習が不可欠です。
- ② **相続論点の総合力**：納税義務（消法 10 条）、申告義務の承継（消法 45 条 2 項）、みなし登録期間（消法 57 条の 3）、届出の効力の非承継、棚卸資産の調整の可否と、相続を軸に横断的な理解が試されました。
- ③ **簡易課税の適用判定と事業区分**：基準期間の課税売上高を税抜換算して 5,000 万円以下（49,600,478 円）となる設定は、判定を丁寧に行ったかどうかを直接問うものです。第一種～第六種のすべてが登場する事業区分も、二輪車販売業の典型パターンとして整理しておきましょう。
- ④ **免税期間と課税期間の峻別**：乙の 1～9 月分の売上げ・仕入れの除外、免税期間の売上げに係る返品の取扱いなど、「いつの取引か」を常に意識する姿勢が問われています。

本解答速報は、ネットスクール株式会社が独自に作成したものです。試験実施団体による公式のものではありません。無断転載・複製を禁じます。



ライブお疲れさま会

のご案内

今年の税理士試験を受験された皆様のこれまでの努力を労いつつ、試験後に新たな一歩を一緒に考える生配信「お疲れさま会」をYouTube Liveにて下記の日程で生配信いたします。

配信中はチャットを通じたご相談も大歓迎です。気になることは相談しつつ、一緒に同じ科目に挑戦する予定の皆さんで集まって、来年度の試験に向けてスタートダッシュを切りましょう！



配信日時

簿記論・財務諸表論

8月11日 (火・祝)
11:00~

 桑原先生・中村先生・熊取谷先生
穂坂先生・福山先生・榊先生・佐藤先生
担当講師

税法科目

8月11日 (火・祝)
14:00~

 桑原先生・山本先生・田中先生
榊先生・小出先生
担当講師

※アーカイブ配信も行う予定です。

税理士WEB講座の特長



- ・ **オンラインでどこでも学習OK**
自宅にいながら実力派講師の講義が受けられます。
- ・ **後からでも、何度でも受講OK**
受講期間内は好きな時に繰り返し見直せます。
- ・ **スマホ・タブレットにダウンロードOK**
通信料を気にせず、外出先でも学習できます。

※WEB講座受講画面をイメージしたはめ込み画像です。
※WEB講座の内容・サービス等は予告なく変更となる場合がございます。
最新の情報はネットスクールホームページにてご確認ください。



ネットスクール公式YouTubeチャンネルにて生配信
<https://www.youtube.com/@netschoolcorp>

🔍 ネットスクール YouTube ×



分割払い金利無料キャンペーン実施中！ 2026/9/30 (水)正午まで

